

寄附の活用例

「住み慣れた地域で活かしてほしい」という寄附者の想いを受け、遺贈を含む寄附でいただいた土地・建物は地域で活用しています。

身近な公園緑地等

ご寄附いただいた土地を公園緑地等に活用し、みどりと安らぎのある快適な住環境づくりに役立てています。



船橋三丁目能勢公園

子どもと家庭を支える 学習・生活支援の拠点事業

経済的な理由等で支援を必要とする子どもたちが、勉強や食事など、安心して過ごすための事業で活用しています。



食堂

学習室

※不動産の寄附については、面積、形状等によってはお受けいたしかねる場合や、現金化させていただくこともあります。

遺贈の相談窓口

世田谷区では、以下の金融機関と協定を締結し、遺贈の相談窓口を紹介しています。遺贈に関する相談は、どなたでも無料で受けることができますので、ぜひご利用ください。

※遺言信託業務等のサービスを利用する場合には、金融機関所定の手数料・報酬等が必要になります。

各相談窓口の
連絡先は
こちら▶▶▶



協定金融機関（順不同）

三井住友信託銀行、みずほ銀行・みずほ信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行、りそな銀行、世田谷信用金庫、昭和信用金庫、城南信用金庫

遺贈に関する問合せ先

世田谷区総務部総務課 電話：03(5432)2062

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 FAX：03(5432)3000

あなたの財産を
せたがやの未来につなげるために
遺贈という選択肢が
あります



遺贈ってなに？

- ▶遺言や故人の想いを受けた相続人の方などが、遺贈（相続）財産をご寄附いただくことをいいます。
- ▶地域貢献・社会貢献の手法の1つとして注目されています。



世田谷区にも 遺贈ができるの？

- ▶世田谷区にも遺贈が可能です。
- ▶世田谷区にご寄附いただいた遺贈や相続による財産は、相続税の課税対象になりません。（詳しくは中面をご覧ください）



児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金

児童養護施設や里親等のもとを巣立った若者などの自立を支える給付型の奨学金や資格等取得支援、家賃支援、医療費支援に活用します。



犯罪被害者等支援等基金

犯罪被害を受けた方やそのご遺族・ご家族への経済的支援や二次被害防止のための啓発事業等に活用します。



地域保健福祉等推進基金

福祉施設や市民活動団体への支援など、「住みなれた地域で全ての人とともに支えあう」地域をつくります。



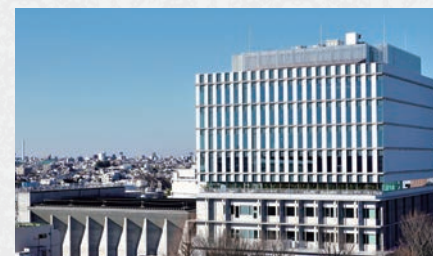
等々力溪谷プロジェクト

等々力溪谷公園内の健全な樹林地の保全・育成等に活用します。
※ふるさと納税による寄附を令和7年12月未まで募集しています。



本庁舎等整備プロジェクト

築後 60 年以上が経過した本庁舎等を改築し、区民の生活の支えや交流の拠点となる場所づくりのために活用します。



せたがや 動物とともにいきるまちプロジェクト

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用や、動物の飼い方に関する講習会・学習会等への補助を通じて、人と動物との共生をめざします。



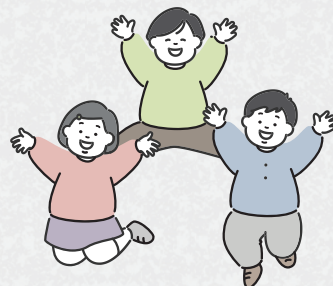
医療的ケア児の笑顔を支える基金

医療的ケア児とそのきょうだい・家族が楽しく、安全に暮らしていくための支援に活用します。



子ども・若者基金

みんなが、笑顔で、自分らしくチャレンジできるまちづくりのために活用します。



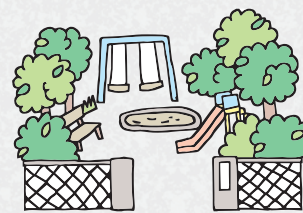
スポーツ推進基金

スポーツ施設の整備やパラスポーツの推進をはじめ、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツを楽しめる環境を整備します。



みどりのトラスト基金

公園の整備・魅力向上やみどりの普及啓発、特別保護区の保全など、大切なみどりを守り、ふれあえる場所を増やします。



災害対策基金

近年、激甚化・頻発化する自然災害の発生に備え、備蓄などの災害への備えや体制整備、発災後の応急対策や復旧のために活用します。



気候危機対策基金

一人ひとりが環境への影響を考えて行動を変えていく取組みや、再生可能エネルギーの導入を後押しする取組みなどにより、地球温暖化対策を進めます。



世田谷遊びと学びの教育基金

子どもの海外教育交流等事業や ICT を活用した学習支援に取り組みます。



義務教育施設整備基金

小・中学校の建替え等に取り組みます。



文化振興基金

地域の文化活動への支援や文化施設の改修・改築等に活用します。



国際平和交流基金

区に住む全ての人たちがお互いを尊重しながらともに暮らせるよう、多文化共生・国際交流等の推進に活用します。



区政全般のために

特定の取組みに限定せず、区政運営全般に活用します。

遺贈の流れ

遺贈の実現にあたっては、専門家にご相談のうえ、公正証書遺言での作成と遺言執行者の選任をお勧めしています。

①相談



②遺言書作成



③執行者の選任



Point!

遺贈や相続による財産を、世田谷区にご寄附いただいた場合は、寄附された財産は相続税の課税対象になりません。また、相続人の方が寄附した場合は、所得税及び住民税についても控除を受けることができます。

※遺言書を作成せず、相続人がいない場合、資産は国庫に帰属することとなります。相続税・所得税に関することは、管轄の税務署にお問い合わせください。